

## 令和7年度第2回浦安市子ども・子育て会議議事録

1. 開催日時 令和8年2月6日(金) 18時00分～19時00分
2. 開催場所 浦安市役所 庁舎4階S2・3・4会議室
3. 出席者

- 1) 委員

10名出席 過半数出席により会議成立

出席者：櫻井委員(会長)、砂上委員(副会長)、小島委員、杉野委員、  
小原委員、大島委員、笠原委員、下村委員、瀬尾委員、森田委員  
欠席者：佐藤委員、吉澤委員、大塚委員、張替委員

- 2) 事務局

【健康子ども部】山崎部長、宇田川次長

【健康子ども部子ども課】宇田川課長、柿島課長補佐、熊川係長、枝川、山内

【健康子ども部東野児童センター】高梨所長、藤原課長補佐

【健康子ども部保育幼稚園課】高橋課長補佐

【健康子ども部青少年課】三上課長

【健康子ども部母子保健課】手島課長、武田課長補佐、阿部係長

【健康子ども部子ども家庭支援センター】河口所長、星副主幹

- 3) 傍聴者0名

4. 議事

- 1) ヤングケアラー支援の取り組みについて 資料1
- 2) 令和7年度新規事業について 資料2
- 3) その他

5. 会議経過

会 長：次第に沿って議事を進めます。議事1について事務局より説明をお願いします。

事 務 局：説明省略

会 長：只今の事務局説明を受けてのご意見・ご質問はありますか。

委 員：資料1の4「ヤングケアラーコーディネーターの配置」とありますが、具体的にどのような役割がありますか。

事 務 局：ヤングケアラーコーディネーターとは、ヤングケアラーとその家族を支援する専門職のことです。直面している現状を把握し、関係機関と連携を図りながら、ヤングケアラーとそのご家族に対して適切な支援をコーディネートしています。子ども家庭支援センターでは、令和7年度より公認心理士の資格を持つ者を配置し、学校的生活アンケートの結果から把握したヤングケアラーの疑いがある児童生徒について面談を行い、家族に必要な支援を調整する役割を担います。

会 長：令和7年度の相談件数は何件ありましたか。

事 務 局：指導課と協力し、小学生に生活アンケートを実施した結果、ヤングケアラーの疑いがある児童を約50名把握し、学校と情報共有をしました。対象者との面談には至っていませんが、今後は学校の中で優先順位をつけ、必要な児童と面談を行っていく方針です。

- 会 長：ヤングケアラーコーディネーターは何人いますか。また、国などから公認心理士やスクールソーシャルワーカーなど、資格又は経験のある者を配置するよう定められていますか。
- 事 務 局：今年度は、公認心理士の資格を持ち、スクールソーシャルワーカーの経験がある者を1人配置しています。国からはヤングケアラーコーディネーターを配置するよう示されていますが、資格については決められていません。
- 委 員：親や子ども本人がヤングケアラーである現状を隠してしまうような家庭も想定できますが、学校との連携や支援をどのように行う予定ですか。
- 事 務 局：学校での生活アンケートで把握できた児童について、緊急性が高いかどうかを学校と市で協議・判断し、早急に介入が必要なケースがあった場合には面談等を実施していく予定です。
- 委 員：アンケートではヤングケアラーとして把握できていない児童や「もっと遊びたいのにお母さんにお手伝いしなさいって言われる」など、家族としての役割とヤングケアラーの違いについて理解が曖昧な子がいるのも事実です。客観的に見て支援が必要ではないかと感じる家庭もあります。
- 会 長：家の中の問題に立ち入っていくという面で非常にデリケートな支援になるため、トラブルになる可能性も考えられます。どこまで介入するべきか、という線引きが難しく、介入後の支援をどのように繋いでいくかも含めて、丁寧に支援を行っていく必要があるかと思えます。
- 副 会 長：浦安市ケアラー支援の推進に関する条例が令和8年1月施行されたことで、ヤングケアラーという言葉自体も最近広まってきていますが、今後、広報はどのように行っていくか教えてください。
- 事 務 局：小・中学校については、国からヤングケアラーに関するチラシが届いているので、小学校5年生以上の児童を対象に配布しています。来年度は、私立の小・中学校および高校にも同様の内容を届ける方法を検討しています。
- 委 員：18歳以上の若者ケアラーへの周知はどのように行う予定ですか。
- 事 務 局：18歳を超えてからも「自分がケアラーである」と気付けるような機会を設けるため、ヤングケアラーについての映画上映等を通して周知を行っていきけるよう検討を進めています。
- 会 長：議事2について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局：説明省略
- 会 長：只今の事務局説明を受けてのご意見・ご質問はありますか。
- 委 員：訪問型産後ケア事業について、具体的にはどのような方法でケアを行っていますか。
- 事 務 局：助産師が直接自宅に訪問し、授乳方法、寝かしつけなどの発育に関する悩みを伺い、体重測定も行っています。

委員：子ども・子育て相談については、どの年代から相談を受けていますか。また、そこで働く従事者について、どのような職員を採用していますか。

事務局：子育て支援センターについては、未就学児の親子を対象とした施設のため、相談者の9割以上が保護者です。相談内容については、食事、睡眠、排せつ、発達、発育に関する相談内容が多く、広場で子どもを遊ばせながら保護者と職員の会話の中で相談を受け、支援が必要な内容によっては、関係機関に繋がっています。相談員については、新たに職員を任用したものではなく、勤務する職員で子育て支援員の研修を修了したものが相談を受けています。

事務局：東野・高洲児童センターも、子育て支援センターと同様の相談内容ですが、保育園の相談もあります。乳幼児等の事業に参加された保護者と職員との会話の中から相談に繋がることが多いです。

事務局：この3カ所での相談について、相談の内容によっては、こども家庭支援センターに繋がっています。また、22歳までが対象となっている点がこれまでとの違いです。

委員：「子ども・子育て相談」については、こども本人からも相談ができることがポイントであると認識しています。以前、他市でスクールカウンセラーとして従事していた方から、「浦安市は小学校から相談室があるので、こども達が相談するのが上手」という報告を受けました。そのため、こども達が集まる児童センターで「相談できる」という部屋があれば、相談に行こうと考えたいと思います。

委員：小学校との交流事業の中で、園児が小学校に伺った際に、小学生が園児に相談室の説明をしていました。ここは相談できる部屋であること、手紙を書くことで相談もできることを園児に話しており、良い出来事であると感じました。

会長：新規事業については、もう少し時間が経過しないと判断できないところがあると思いますが、魅力的な事業であるのに参加者が少ないのは広報の仕方も含めて改善すべきところがあるのではと感じました。

会長：本日はこれで会議を終了します。ありがとうございました。